

## 風紀委員会便り（ネットやスマホ）



・子どもが長時間スマートフォンに熱中して「スマホ依存」になったり、インターネットによるトラブルに巻き込まれたりする事態を防ごうと、子どものスマホ・ネット利用のルール作りを努めることを学校や保護者らに求める**青少年愛護条例改正案**が2月に兵庫県から発表されました。

内容は、**学校や事業者、保護者らすべての県民**に、子どもが長時間スマホを利用することによる様々な問題に対して認識するように求めています。また利用時間と利用方法について「**基準づくりが行われるような支援をすることを義務付ける。**」とされています。

本校でも、友人関係でのトラブルになるきっかけはスマホやネットに係わるものが増加傾向にあります。そこで、兵庫県のスマホ・ネットに関する条例化もふまえ学校でもしっかりとしたルール作りをし、守っていくことが必要と考えました。風紀委員を中心にスマホ・ネットでのトラブルをなくすためにはどんな約束をすればよいか考え合い、**<東中 スマホ・ネットの七か条>**を作りました。

このルールを参考にご家庭内におきましてもスマホやネットに関するルール作りなどお子様と話し合っただけであればと考えています。

### <東中 スマホ・ネットの七か条>

- 一、22時以降はスマホをさわりません。
- 一、人が不快になるような悪口を絶対に発信しません。
- 一、個人情報をネットワークに流しません。特に（写真・名前など）
- 一、知らない人物からの書き込みは無視します。
- 一、セキュリティーをしっかりかけてプライバシーを守ります。
- 一、ネットが世界とつながっていることを忘れず使います。
- 一、家庭内でのスマホ・ネットのルールを作り守ります。